

横浜事件 再審裁判を支援する会

No.56

2006. 3. 15

〔事務局〕

〒101-0064
東京都千代田区
猿樂町1-4-8
松村ビル401
TEL03-3291-8066
FAX03-3291-8066

第三次の「免訴」判決を分析する

裁判長の心証は「無罪」を示している

●第四次の目標は再審開始決定の中での無罪判断の獲得

■第三次の再審開始を認めた 東京高裁決定

第三次再審請求に対する二〇〇五年三月一〇日の東京高裁の決定（中川決定）は、一九四七年二月に元被告たち三三人が共同告訴を行つた際に添付された「口述書三一点、およびこの告訴に基づいて起訴された元特高刑事三名に対する有罪判決（一九四九年二月二五日横浜地裁、一九五一年三月二八

日東京高裁、一九五二年四月二四日最高裁）などを、元被告たちに「無罪を言い渡すべき、新たに発見した明確な証拠である」と指摘した。

これは、中川決定の原審にあたる二〇〇三年四月一五日付横浜地裁決定（矢村決定）が、「治安維持法は大日本帝国がポツダム宣言を受諾することにより失効した」とする大石眞教授の鑑定書をもって、「免訴を言い渡すべき理由がある」

◆第四次再審請求弁護士団

大川 隆司

と指摘したのとは、全く趣を異にする。

■検察の「免訴」主張に対し 実体審理を採った高裁決定

第三次再審公判は、この中川決定が確定したことによって開かれたものである。中川決定は、矢村決定の「ポツダム宣言免訴説」を却けただけでなく、「治安維持法が廃止され、同法違反の行為については大赦令が施行された」から再審請

求は許されない、とする検察官の主張に対しても、判例・学説には積極・消極両説があることを紹介した上で、

「思うに、再審公判において、実体審理をせずに直ちに免訴の判決をすべきであるとしても、名誉回復や刑事補償等との関連では、再審を行う実益があることにかんがみると、積極説が相当と考えられる」とした。

中川決定は、その上で本件においては「無罪を言い渡すべき」明らかな（確定判決後の）新証拠があると判断したのだった。

再審開始決定の「理由」は、実際に再審公判を担当する裁判官の判断を法的には拘束するものではないけれども、右の経緯に照らせば、横浜地裁（矢村裁判長の後任、松尾裁判長）が、「免訴」ではなく、「無罪」の判決を下すであろう、ということを疑うものはいなかっただろうと思う。

■実体審理を回避した

「免訴」判決は不当だが……

従って、二九法廷で松尾裁判長が「被告人五名をいづれも免訴す

る」という主文の判決を宣告したことは、意外な出来事であった。「識者」のコメントや翌日のメディア各紙の社説も、司法が判断の回避をはかったものとして酷評したものが多かった。

第三次請求の当事者が、もともと「ボツダム宣言免訴論」を高く掲げて再審請求をし、矢村決定に歓呼の声を上げた経緯があるのに、今回は「無罪でないのは許さない」とコメントしたことは一貫性を欠くものであって、私としては違和感を禁じえないのだが、そのような経緯を又キに客観的に考へれば、二・九松尾判決が端的に「無罪」の結論を下さず、「免訴」の判断を選んだことを「不当」と評価する点については、同感である。

■「眞実説明」への道筋は示してくれた!

しかし、だからと言って松尾判決が、司法の責任をウヤムヤにしようとするものだから、問題から逃げようとしているなどと評価する立場には、私は与しない。

松尾判決は、問題の核心に迫る

上での司法の責任を放棄したものでないが、再審判の構造に關し、形式的な議論にとらわれた結果、眞実の解明、被告人の名譽の回復という目的を達成するために迂遠な方法を呈示しているということはできる。しかし、単に問題から逃げて終わりにするのではなく、目的達成への道筋を示した点をきちんと評価しなくては公平とは言えない。

■松尾判決はブラカド事件の最高裁判決を援用

松尾判決は、「控訴が提起された後、判決の前に根拠法が廃止された」という一般的な場合と、

「有罪判決が確定した後に、根拠法が廃止され、その後再審が開始された」という本件のような場合も、状況としては全く同一と考えている。

「免訴事由の存在により公訴権が消滅した場合には、裁判所は実体上の審理をすすめることも、有罪無罪の裁判をすることも許されない」と言つて、最高裁昭和二三年五月二六日大法院判決」を援用してい

る。この最高裁判決の事案とは、食糧メーデー(一九四六・五・一九)に、「国体はゴジされたぞ、朕はタラフク食つてるぞ、ナンジ人民飢えて死ぬ」と書いたブラカドを持つて参加した労働者が、「不敬罪」で起訴された、有名な事件である。

不敬罪、すなわち天皇・皇后らに對し「不敬ノ行為アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス」という刑法七四上の条文は一九四七年の刑法改正によつて廃止されたため、被告人に對し「免訴」が宣告され、これが確定したわけである。

■あまりにも形式的法律論にこだわった松尾判決

そして松尾判決は、「この理は、再審開始決定に基づいて審理が開始される場合においても異なるものではない」とする。つまり、再審開始決定がある確定判決(一九四五年当時の有罪判決)は、なかつたことになり、当時の公訴提起に基づく第一回公判が六〇年後の今日において、はじめて開かれたのと同じ状況が生ずる、ととらえる。

そこで、裁判所の任務は確定判決

の判断の当否を審査することではなく、一般事件と同様に、全く白紙の状態で檢察官の公訴提起の当否を審査することにあるととらえることにより、(公訴の提起後、今日の判決までの間にあたる四五年一〇月一五日に根拠法たる治安維持法が廃止されている以上)、無罪ならぬ免訴判決を書くほかはない、というのである。

しかし、再審開始決定によつて「なかつたことになる」と理屈を言われても、社会的事実として「有罪」の確定判決が存在している事實は動かない。また再審請求というものは、「事實關係に争ひはないが法律の適用を誤つた」とか「悪法が適用された」という理由では行うことはできない。あくまでも「悪法といえどもその構成要件に該当する行為をしていないのに、事實誤認により有罪判決を受けた」ということを主張し、その事實誤認を立証する「新証拠」を提出してはじめて成立するものなのである。

従つて、再審請求にあつては、法律の改廢の有無は本質的な問題ではない、と言へる。要するに、有罪の

判断が一度も下されていない「通常の公判手続」と再審公判とを同視するのは不合理であると言うべきものであるのに、松尾判決は「再審公判について、通常の公判手続の規定を除外し、免訴事由が存するにもかかわらず、無罪の実体判決をすることを予定した規定を置いていない」という形式論をもっぱらのよりどころにして、「免訴」の結論を導いた。

あまりにも形式論にこだわっている、と評さざるをえない所以である。

第三次の再審判決を聞いて

松尾裁判長が、判決主文を読み上げる「被告人五名をいずれも免訴する」という声を聞いた時、信じられなかった。想像はしていたがまさかと思つた。

専門家ではないので、その判決理由を聞いて、専門的なことはわからないが、泊で何があったのか、細川論文が治安維持法とどうかかわったのが明確に示されなかった。法解釈の適用に終始していたように思えた。残念で

■松尾裁判長はいずれ無罪判断をせまられる

しかし同時に、松尾判決はまた、刑事補償制度により「免訴の判決を受けた者に対しても無罪の判決を受けた者と同様の刑事補償が認められ」ていることを指摘している。

正確に言えば、「免訴…の裁判を受けた者は、もし免訴…の裁判をすべき事由がなかったならば無罪の裁判を受けるべきものと認められる充分な事由があるとき」に刑

第四次再審請求人 小野 新一

ある。無駄な時間を費やした気がする。父や母の墓前に何て報告すればいいのだろう。このまま、真実が埋もれ、闇に消えてしまうのかと肩が重く感じられ、帰りの電車は、車内の椅子に体を埋めていた。

家に帰って、一息ついて、じっくり考えているうちに、ますます第四次再審請求審で頑張らねばと決意を新たにされた次第である。

事補償請求権が認められる。

つまり、「免訴」判決にもとづいて、自動的に刑事補償がなされるのではなく、免訴事由がなかったら「無罪の裁判を受けるべきものと認められる」かどうかを裁判所が審査した上で、刑事補償決定がなされるのである。

そしてその刑事補償請求に対する決定の中で、仮に治安維持法が廃止されなかったとしたら、被告人の行為は無罪と評価できるのかどうか、という審査がなされることになる。この決定を下す裁判所は再審公判において判決を下した裁判所にほかならない。

松尾判決はこうした刑事補償法上の救済規定等が存在することを援用して「免訴判決を言い渡すことが被告人らの名誉回復の道を閉ざすものということにはならない」としているのだが、免訴判決が確定すれば、ひきつづき刑事補償決定の中で無罪判断を迫られるのはほかならぬ松尾コート自体であり、ポールは結局そこへ返ってくる。

松尾コートが、実質的に問題から逃げていくわけではない、と私が理

解するのは、このことによる。

■第四次再審の目標は 開始決定の中での無罪獲得

本件について、仮に免訴事由がなかったとすれば無罪を言い渡すべき事案である、という松尾コートの心証は、判決文中の次のくだりに端的にあらわれている。

「被告人らに免訴事由が存しない場合には、本件抗告審決定が詳細に説示するとおり、被告人らに対する原判決に適示された自白調書等については拷問によるものと判断がなされていることから、通常の公判手続の規定に則り、さらに公訴事実に関する審理を遂げた上、上記抗告審決定の判断を覆す新たな証拠がなければ、上記抗告審決定の内容に沿った判決が言い渡されることになると思われる」この文中の抗告審決定、つまり東京高裁の中川決定をくつがえす証拠を検察側が提出することは、実際には不可能だから、刑事補償請求に対する決定の理由は、当然予測できる。

そして、松尾判決は、「再審請求

に対する審判」（たとえば中川決定）と、「再審開始決定後の再審の審判」（たとえば松尾判決）を「明確に区別」し、前者は「再審請求理由の有無」を審判するものであって、確定判決の「是正」を目的とするものである、としている。①再審開始決定、②再審判決、③刑事補償決定という三層構造の中で、①と

③において無罪論はその所を得るが、②の中では居場所がない、という松尾流サンドイッチ方式（又はキセル方式）は、あまりスマートな法理論とは言いかねるが、われわれの第四次再審においては、まず①の再審開始決定の中で無罪判断を獲得する、という目標設定が現実性を帯びてきた、と言うことが

できる。

〔付記〕

第四次再審で追求する無罪論の本質は第三次のように「拷問による自白」という一般論にとどまらず、特高警察が描いた構図（泊会議 || 共産党再建謀議、細川論文 || 新共産党宣言）が全くの砂上の楼閣である、という点にある。この点に

ついては、前号に私が書いた記事を参照していただきたい。

2・9 免訴判決を聞いて

まず冒頭で「被告人五名は免訴とする」という裁判官の言葉に呆然として耳を疑いました。その後はいくら意識を集中させても裁判官の言わんとする真意を捉えることは出来ませんでした。

抽選でやっと券を手に入れ傍聴できたあの二回の公判は何だったんだろう！

そんなに人の悪そうには見えないうこの裁判官はいったいどういうつもりで世の中にこんな曖昧な判決を言うのだろうか？という疑問が頭をグルグルと巡るのみで、結局

第四次請求人 齋藤 信子

最後まで意味がつかめなかったというのが正直な感想です。隣席の人は新聞記者なのでしようか、判決主旨の白いプリントを参照しながら、しきりに書き込みをしていました。が、何も資料を持たない私はむなしく法律手続き論に終始して過ぎていく言葉の迷路にただただ失望を感じました。

免訴であっても現刑事訴訟法は被告について補償や名誉回復への道を閉ざすものではない、再審開始までにかなりの時間を要し被告らが死亡したことは残念、公判を

開いて謙虚に耳を傾けた、という言葉が、耳に入りましたが、むしろ言い訳がましく腹が立つだけでした。

とにかく第四次の大川先生と佐藤先生に伺わないうちは、何一つ理解できない、と途中からは理解しようという気さえ失せてしまいました。

*

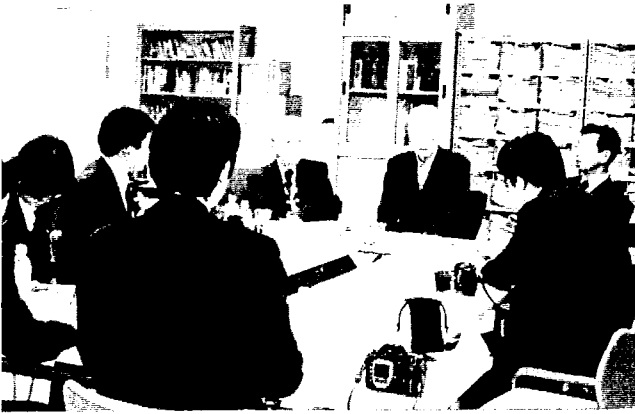
数日後、四次の弁護士先生から、免訴事由 || 治安維持法の廃止と大赦令発令があるので、法律論の見地からは、免訴はいたしかたないが、刑事訴訟法で請求すれば、実質無罪にします、という可能性を示唆している判決であること、そして一貫して事件そのものが事実無根の捏造

であることを主張している私たち第四次の意義は増す、と解説していただきました。少し安堵して帰宅後、公表された判決主旨を改めて読み返しました。でもやはりこみ上げるものは失望でした。判決とはいったい誰に向けたものなのだろうか？ 裁判所の中でだけ、法律家の間だけでこねくり回される空論なのだろうか。被告とされた原告の人たち、時代の犠牲になつた多くの人たち、そして歴史的事実の検証が、この国では20年たった今も相も変わらずなされないのか、という空しさをぬぐうことはできませんでした。

横浜事件の生き証人として

鈴木三男吉さん（元日本評論社社長）に聞く

第三次請求の再審判決の前日、2月8日、鈴木三男吉氏（92。元日本評論社社長）の横浜事件体験が各紙に掲載された。鈴木氏は私たち「再審裁判を支援する会」結成



（86年）呼びかけ人のお一人である。事件後六十数年のいま、事件の被害者のほとんどが物故されたなかで、健在でお話をうかがえるのは鈴木氏お一人である。

「自分は事件の末席に連なっただけだから」との気持ちから表舞台に出ることを固辞してきたが、各紙揃っての求めが激しく、共同取材に応じられることになった。

拷問と空襲

鈴木氏は東京府立高校在学中、治安維持法違反容疑で検挙、退学（32年）となった。35年、日本評論社に入社、出版編集者として活動中、45年4月、神奈川県警・戸部署に検挙された。逮捕されて約1週間後、署内の道場に連れ出され、拷問をうけた。

「思想犯に対する」儀式だからよく覚えておけ」と、竹刀をバラしたもので、太股、背中をめつた打ちにされた。取り調べでは指の間に鉛筆をはさみ、ねじり上げられた。お定まりの「お前ら共産主義者は殺しても構わんだ」との罵言で脅迫された。当時、戸部署には同じ横浜事件で酒井寅吉氏（朝日新聞記者）、那珂孝平氏（作家）がおり、酒井氏から「横浜は拷問が激しいから、抵抗しないほうがいい」ときかされ、特

高作成の調書を認めた。空襲が激しくなり、45年5月29日の大空襲となった。無数の焼夷弾が落とされ、戸部署一帯は火の海となった。この時、一般容疑者は一時釈放となったが、鈴木、酒井、那珂の思想犯は手錠をはめられ一室に閉じこめられた。

8月15日、「お前たちの言う通りになった」と看守から告げられ、17日釈放された。それっきり、国からの釈明は一切ない。

治安維持法と国家責任

鈴木氏は結論として、「事件の本質は治安維持法にある。このために立身出世するなら人を殺しても構わぬという人間（特高）が出てきた。近來、言論の自由を危うくする動きが感じられるが、こんな法律は二度と作ってはならぬ」とのべた。翌日の判決に対して、無罪は当然、「国として謝罪し、責任を明確に認めてもらいたい」と語った。

鈴木氏検挙の経緯

横浜事件とは神奈川県特高が捏造した大小さまざまな「事件」の総称である。敗戦がなければさらに無数の事件がでっち上げられたに違いない。

『特高月報』昭和19年8月分は、「神奈川県に於ける左翼事件の取調状況」と題する報告で、「それぞれ

人的関連を持つ一連の事件」として、検挙順に「米国共産党員事件」（川田夫妻関係）、「ソ連事情調査会事件」、「細川嘉六を中心とする所謂共産党再建準備会グループ事件」（泊での宴会）、「政治経済研究会事件」、「改造並びに中央公論社内左翼グループ事件」、「愛政グループ事件」を挙げている。要するに目星をつけた人物を検挙、その友人、そのまた友人と芋ヅル検挙をやり（「人的関連」をもつのは当たり前）、それに事件名をつけていったのが真相だ。

泊宴会事件から一方では旧昭和塾（細川も講師の一人）関係者へ検挙を広げ（政治経済研究会事件）、もう一方で、改造、中央公論社へとひろげた（両社内左翼グループ事件）。編集者には企業を越えた交遊がある。相川博氏、小林英三郎氏（改造）らは、昭和15年頃、中央公論社、日本評論社、文芸春秋社の良心的な編集者と語らって日本編集者会を作った（間もなく右翼に乗っ取られる）。同じ頃、同盟通信

（のちの共同）古野伊之助社長が新出版社（日本出版社）を計画、中央公論社、日本評論社、岩波書店から編集者を集めた。特高はこれらの人の動きを共産主義活動と断定、検挙、その線上で日本評論社の鈴木氏、渡辺潔氏、岩波の小林勇氏の検挙となった。

鈴木氏らの容疑を捏造

特高はその頃、日本評論社内の会議室で定期的に開いていた、美作太郎氏や鈴木氏の会合「木曜会」を共産主義活動とし、同人誌『山彦』を共産主義雑誌とした。「この村も 五人戦死の 声低し」との俳句が共産主義とされた。戦争がもう少し長びけば、「日本評論社内左翼グループ事件」として全員有罪、会社解散となり、岩波書店も同じ運命をたどらされることになったろう。

いまも生きる「特高思想」

2月20日、『毎日』は横浜事件で拷問を行い、最高裁で有罪が確定

（52年）した元警部補（92）のインタビュー記事を掲載した（森川清造と推定—編集部）。この人物は、拷問などやったことはない、と言いつ張り、同紙横浜版の一回一答では、当時は発禁本をもっていたら犯罪、相互に思想を語り啓蒙し合っても犯罪の時代だから、検挙しても当然、と語る。中公、改造社の解散は、紙の配給がなくなった

横浜事件 元特高警官インタビュー

「みんな頭のいい連中だった」

免訴判決 国がやることでもない



元特高警官のインタビュー記事。彼らは「みんな頭のいい連中だった」と語り、当時の状況を語っている。また、「国がやることでもない」という免訴判決についても言及している。

▲元特高警官の声をのせた 毎日新聞2・20横浜版の記事

から潰れたので、言論弾圧ではない、と言っている。

当時の「特高思想」「大東亜戦争思想」が戦後60年をへても、そのままに生きていたのである。鈴木氏が指摘したように、治安維持法がこんな「特高思想」を生み出したのだ。戦後日本における戦争責任解明の不徹底、未決という現実もその原因の一つである。

近來、大東亜戦争思想にもとづく「新しい歴史教科書」の策動や、君が代・日の丸の強制、結社・表現の自由侵害、ビラ入れ逮捕、結社・表現罪復活等々、治安維持法復活を思わせる事態がづづいていく。

このような時代だからこそ、第四次請求を実現させ、国家犯罪の全容を解明、戦争責任、国家責任を認めさせ、平和、民主、自由の日本の保障をかちとらねばならない。

事務局・橋本 進

会員の皆さんの声

▼政治の右傾化の強まる中で「横浜事件」の明るい展望が見えてきたことに深く感動し、勇気づけられています。小野さん御姉弟、ご無沙汰していますが私共微力ながら共に頑張りたいと思っています。

若林しげの

▼悪法である治安維持法による言論弾圧事件である横浜事件の再審が決定され、NHKはじめ各メディアに取り上げられています。当横浜ペンクラブでは以前から本事件には多大の関心を持って見守り続けています。ご勝利の日を待ち望んでいます。

横浜ペンクラブ 青木平衛

▼再審開始と共に何かと費用もかかりましょう。年会費のほかに多少の上のせをいたしました。

春名 徹

▼何とか勝って欲しいです。

篠原中子

▼律子と二人分他、人間の名誉の問題ですから 原満三寿

▼再審裁判、誠に苦労様です。カンパ等妻の介護のため遅れてしまいました。悪しからず、御容赦下さい

い。 田浦 勉

▼大きな権力で人間の尊厳が踏みじられてはなりません。日本・世界・地球・宇宙での平和を考えることはまず身近な関わりから始めなければ：ほんのわずかな支援になれば幸いです。

山本昌子

会費と些少ですがカンパです。

▼粘り強いご努力に敬意を表し喜ばせて頂いております。この絶望的な状況の中でやればできるということを、示して下さい有り難うございます。わずかですが、お役に立てば嬉しいです。

田沼祥子

▼「再審裁判二〇年ついに光が見えてきた」本当に嬉しいニュースです。それにしても二〇年！皆様の頑張りや頭が下がります。年会費をお送りします。差額はカンパとしてお使いいただければ幸いです。

大城美智子

▼足を運びたいと思いつつも、なかなか傍聴へ行くことができず残念です。今後の展開に注視したいと思えます。年会費とわずかですが支援活動の足しにしていただければ幸いです。最後まで見届けるためにもどうか皆様ご自愛ください

い。 よしだゆうこ

▼先日、父（長井正次）の二三回忌法要の折、小野康人さんの墓に参りました。六〇年かけて無罪を証明する闘いに頑張っておられる方々に心より敬意を表します。最後まで応援しています。

菊池由紀子

▼新聞記事を見えています。

田口信行

▼再審のめどが立って嬉しい限りです。早速父（藤田親昌）の墓前に報告しました。木村さんの上司であつた父は一年間拘留され、青アザだらけのむくんだ体で帰ってきました。裁判の行方に気をもみながら一〇年前他界しました。会費の他はカンパさせて下さい。

ふじたあさや

▼持続は力ですね。安川寿之輔
▼本当に心ばかりのカンパです。すみません。

猪俣一夫

▼再審の報道を喜んで聞きました。小野さん頑張ってください。会費とカンパ送ります。

酒井 広

▼第四次の再審のご成功をお祈りします。六〇年前を問い審問することが現在を問うことと重なるように思えてなりません。いろんな世代

が手をつないで問い続けていかなければと思っております。

伊藤昌太

▼やつと扉を開くことが出来ました。今日の政治状況からしても横浜事件再審は重要な闘いになってきました。

小木 宏

▼判決が二月とか、ラジオのニュースでも取り上げていました。当たり前前の結果が出てくれるものと思います。会費と少しですがカンパして下さい。

青年劇場 亀井幸代

▼一二日の新聞、今読んでいます。皆様の地道な運動頭が下がります。

小島敏子

▼少しのカンパを含め会費をお届けいたします。皆様の苦労と努力が報われる日が近づいています。戦後民主主義の勝利する日と考えます。最後の勝利まで微力ですが共に歩ませてください。

山川次郎

▼私が属している研究会で四月頃集会を考えています。今の日本の状況は横浜事件そのものだとも思いうので声をかけさせていたたくかできません。来春から少し時間ができるので勉強させていただきます

たいと思います。 森田敏彦

▼勝利の日近し！最後まで御健闘を念じてやみません。 岩井忠熊

▼さらなるご活動を願っております。 細野康雄

▼これが最後の年会費すなわち勝訴とならんことを祈念して！ 久保田幸穂

▼再審無罪判決を期待しております。 専修大学 古川 純

▼再審での朗報が届くことを期待し、願っています。ピラ配布速捕続発など戦前のおいが再びしているようで不安です。 福田 詢

▼些少ながらお送りします。 緑川 亨

▼動き出したこと、右傾化の中で、すので貴重に思っています。 関口澄子

▼二月九日の判決、怒りをもって聞きました。皆様お身体大切に。ささやかなカンパです。 佐藤純子

▼不当判決だったが、もうそこに勝利が見えています。 奥田淳爾

▼今日の報道を聞きまして大変残念でした。くじけずに頑張りましょう。 永田 誠

▼このたびの横浜地裁の「免訴」の判決は原告の方々の要求を全く無視した許す事の出来ない不当なものです。レストランで料理を間違えたとき、場合によっては我慢して食べる事もありますが、この判決は決して受け入れる事は出来ません。裁判所が責任をこれ以上長期化させることは認めがたいことです。おりしも国会で「共謀罪」の議案が問題になっており、裁判官がこの動きに左右されるような事があれば、日本の司法の上で大問題です。最後の勝利を勝ち取るまで揺ぎ無い闘いを続けましょう。 三渡章高

（11月）永田誠 （12月）岩波芳組
金子さとみ 香川良成 河崎光成
大槻道夫 若林しげの 横浜ペ
ンクラブ 春名徹 原満三寿 田
浦勉 山本昌子 橋祐典 田沼祥
子 千葉良信 大城美智子 よし
だゆうこ 熊谷浩一 菊池由紀子
久保倉可子 ふじたあさや 伊
藤千里 横川定司 佐々木陽子
依義文 野々村敏 間島弘 猪俣
一夫 木口和夫 酒井広 実方義

雄 横山新 伊藤昌太 深代典子
石原春男 小木宏 亀井幸代 小
島敏子 前田朗 小森修 山川次
郎 森田敏彦 上館良嗣 窪田宏
高田和言 新井忠 横内廣隆 永
田誠 本田敏幸法律事務所 岡田
富久子 清水弘道 （1月）佐川隆
彦 古川純 福田詢 緑川亨 永
田誠 （2月）佐藤純子 奥田淳爾
佐藤俊広 永田誠 鈴木三男吉

カンパを寄せて下さった方々

事務局より

★事務局の財政逼迫のところ、多くの方々に会費更新いただき、ありがとうございます。まだ会費未更新の方には、振り替え用紙を同封させていただきました。どうかよろしくお願いいたします。

★会費更新の振込用紙に、沢山の方々より喜びの声を頂き私たち事務局の者もこれから始まる公判に期待を抱き、見つめてきました。二回の公判を聞きながら、横浜事件の本質である捏造についてあまり述べられなかったのは残念でしたが、まさか免訴の決定が出るとは。言い渡しの日、二百人を超える希望者の抽選に私ははずれ、入廷で

きませんでした。免訴だと言いがら飛出してくる人々、涙が流れてきて「茶番だ！」という言葉が浮かびました。「免訴」の判決は、テレビ・新聞・ラジオと大々的に取り扱われました。横浜事件に対するマスコミの関心の高さは、今が危険な状況にあると実感されているのではないのでしょうか。まさにこれからが正念場、三次は高裁に移り、四次は横浜地裁の再審開始決定待ちです。20年共に歩んで下さった大川先生、日弁連人権委員会から弁護団に加わって下さった佐藤先生、横山先生方のいざれ聞かれる意見陳述が楽しみです。（金田）

入会の申し込み・会費納入先
〒101-0064 千代田区猿楽町1-4-8
松村ビル401
横浜事件再審裁判を支援する会
tel/fax 03-3291-8066
(年会費) 個人:2000円、団体:5000円
●郵便振替 00130-7-150641
●銀行振込 みずほ銀行九段支店
普通預金口座 1478864
横浜事件再審裁判を支援する会